

保健福祉だより

◎事業日程

10月

日曜	事業名	対象	会場
3 火	予防接種「ボリオ」	午後1時30分から	生後3ヶ月から
4 水	機能訓練 (後遺症者の集い)	午後1時30分から	7歳6ヶ月まで
5 木	母親学級	午後1時30分から	妊娠届をされた方
6 金	予防接種「麻しん」	午後1時30分から	脳卒中及びその他後遺症者
7 土	機能訓練 (後遺症者の集い)	午後1時30分から	一般住民
8 日	定例健康相談会	午後1時30分から	一般住民
9 月	心の健康講演会	午後1時30分から	一般住民
10 月	健診	午後1時30分から	一般住民
11 月	乳児健診	午後1時30分から	一般住民
12 月	予防接種「麻しん」	午後1時30分から	一般住民

保健福祉センター

犬の引き取り日
取り締まり日
10月はありません。
13日(金)、27日(金)

年金コナー
免除を受けた保険料は
追納することができます
保険料の免除が適用
された期間は、年金を
受給する為の必要な年
数として扱われます
合より2%を減額して計算され
ます。

未納期間がありますと、万
一の場合に年金を受けられな
い等の不利益を被ることもあ
りますので、未納のまま放置
せず、納入が困難な時はお気
に入りで、年金額も変化
しません。

年金から介護保険料が
徴収されます

年金から介護保険料が
徴収されます

保険料の納め忘れがある方
は、社会保険事務所から納付
書が発送されますので、お近く
の金融機関か社会保険事務
所で納めて下さい。
なお、2ヶ月以上未納があ
る方は、1ヶ月毎の分納がご
利用いただけます。ご希望さ
れる場合は、三条社会保険事
務所にご相談下さい。

当初、年金から介護保険料
を徴収する時期は、平成12年
4月の年金定期支払いからと
されていましたが、本年度は
特例措置として、平成12年10
月以降に支払われる年金から
上受給している65歳以上の方
です。

白根地域広域事務組合では、平成13年度計画の第3最終処分場の建設に伴う環境影響評価報告書を縦覧します。
縦覧の場所と期間は次のとおりです。
縦覧場所 白根地域広域事務組合 総務企画課（消防本部庁舎）TEL 372-3110
月潟村役場 住民課 TEL 375-2710
縦覧期間 10月2日(月)～10月31日(火) 午前9時～午後4時 (土曜日・日曜日・祝日は除く)
その他 縦覧をする場合は、印鑑が必要です。
また、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できます。提出は、11月14日(火)までに、白根地域
広域事務組合総務企画課または月潟村住民課へ提出してください。

国保コーナー

交通事故にあつたら

交通事故など第三者
から傷害を受けて、お
医者さんにかかる場合
でも、国保を使って
治療を受けることがで
きます。

1、届出すること

交通事故にあつたらすぐに
警察に届けると同時に、国保
にも届出（第三者行為による
傷病届）をしなければなりま
す。

2、医療費は加害者が負担
交通費など第三者から傷
害を受けた場合、その医療費
は被害者に過失のない限り、
加害者が全額負担するのが原
則となっています。

したがって、保険診療した
場合においても、国保が一時
立て替えて支払うだけで、あ
とで国保がその医療費を被
害者にかわって加害者に請求す
ることになります。

3、示談は慎重に
加害者と被害者の話し合い
がついて、示談を結んでしま
うと、その示談のとりきめの
内容が優先されることがあり
ます。

始まります

よう。

交通事故でお困りの方は、
次の相談センターにて無料で
相談に応じておりますので、
お気軽にご相談下さい。
電話のご相談もお受けしま
す。

・相談日は、月曜日から金曜
日の午前9時30分～12時、午
後1時から4時40分（祝祭日
を除く）

新潟法人日本損害保険協会
新潟自動車保険請求相談セン
ターで、専門の相談員の方が
親身になつてご相談に応じて
います。

第16回
動物フェスティバル開催

新潟市万代1-6-1
万代シティバスセンター
ビル2階

10月
火曜日
午前1時30分～午後3時
農村環境改善センターで開催
します。

16日(月)～10月22日(日)までの一
週間を「行政相談週間」と定
め、全国一斉に各種行事を行
います。新潟行政監査事務所
では、10月の1ヵ月間を行事
の実施期間としています。

期間中、次のとおり相談所
が開設されます。毎月の暮ら
しの中で、役所や公団などが
行っている仕事についての苦
情や要望があるときには、お
気軽に「行政相談」をご利用

日時 9月23日(土)（秋分の
会場 丁目グリーンサンズ
会場 分水町あけぼの町一
催し物 ポランサッカーフ
・ワンワンアトラクション
・子犬、子猫の里親探し
・動物なんでも相談等

部分が痛くなってしま
ます。
痛いからといって無理
に我慢をしたり、自分で
入れ歯を削ったりすると
症状がかえって悪化する
ことが多いです。
歯科医院では、強く当た
る所を削るのはもちろん
ですが、全体の噛み合わせ
や歯肉の状態を見ながら
調整しますので、早め
にかかりつけの歯科医院
で相談ください。

示談は慎重におこないま
す。

お年寄りのよろず相談

相談電話 285-4165

(新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階)

新潟県高齢者総合相談センターでは、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや、心配ごとの相談を無料でお受けしています。なお、平成12年9月から10月の相談日程は次の通りです。

相談の場所	相談日	相談時間	9月	10月
よろず相談	毎週月曜日から金曜日	9:00～17:00まで (土日祝日・年末年始は除く)		
専門相談（予め予約が必要です）				
法 律	毎週月曜日	13:30～16:00	18、25	2、16、 23、30
医 療	第1水曜日	13:30～15:30		4
痴 呆	第3水曜日	13:30～15:30	20	18
公的年金・公的保険	第1火曜日	13:30～15:30		3
税 金	第2金曜日	10:00～12:00		13
健康・介護	第2木曜日	10:00～16:00		12